

## 審　查　基　準

処　分　名	工作物設置等の許可
根拠法令及び条項	愛知県港湾管理条例第10条第1項(工作物設置の許可)
法　令　番　号	昭和29年愛知県条例第44号
審　查　基　準	<p>1 申請に係る行為が当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないこと。</p> <p>2 申請に係る行為が当該港湾施設を原形に回復することが困難でないこと。</p> <p>3 その他当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないこと。</p> <p>4 衛生上支障がないこと。</p> <p>5 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがないと認められること。</p> <p>6 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがないと認められること。</p> <p>7 港湾施設周辺に特に支障を与えるおそれがないこと。</p> <p>8 暴力団の利益となると認められないこと。</p> <p>9 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがないこと。</p> <p>10 海陽ヨットハーバー、大塚海浜緑地、その他緑地、これらとして管理される港湾施設(駐車場を含む)において興行又は展示会その他これに類する催しに伴い工作物その他の設備を設けるにあっては、港湾施設の利用許可(愛知県港湾管理条例第8条)の審査基準を満たすこと。</p> <p>11 その他管理上支障がないと認められること。</p>